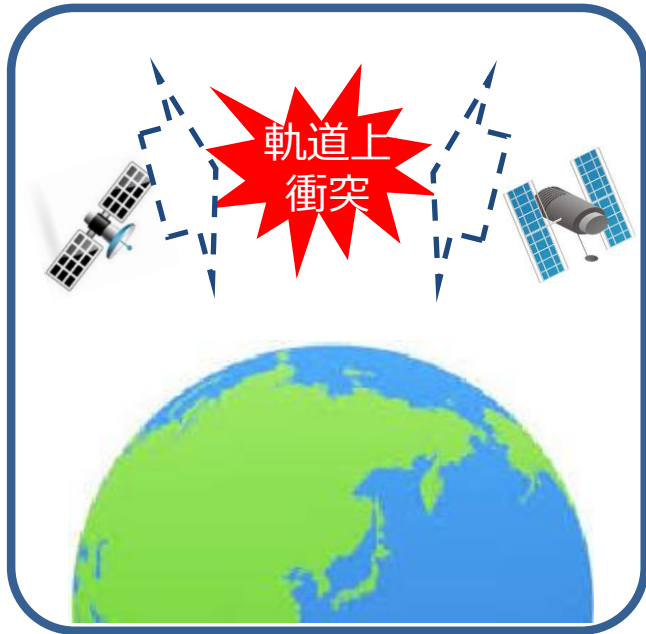


# 宇宙ビジネスを支える環境整備に関する論点整理 (補足資料)

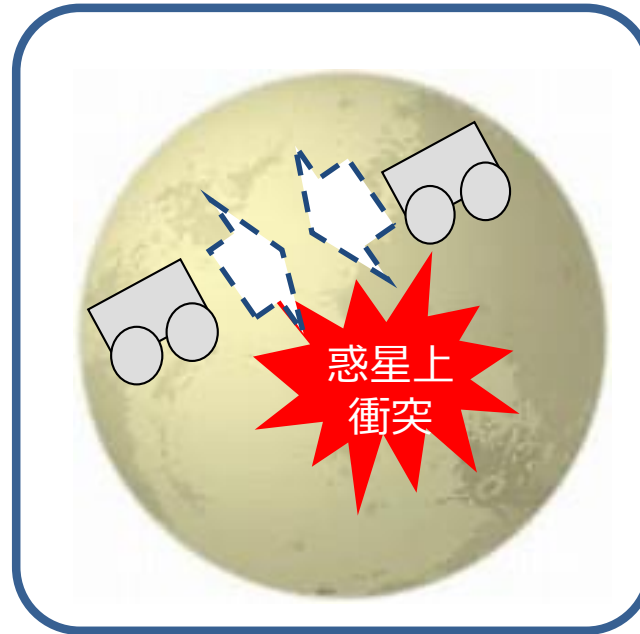
# 現行の宇宙活動法における政府補償の範囲

- 現行の宇宙活動法では、地表等におけるロケット落下等損害賠償に対する政府補償制度については整備されているが、**宇宙空間（軌道上や小惑星など）における衛星衝突事故や、軌道上からの地表等への落下事故における損害に対する政府補償制度は整備されていない。**

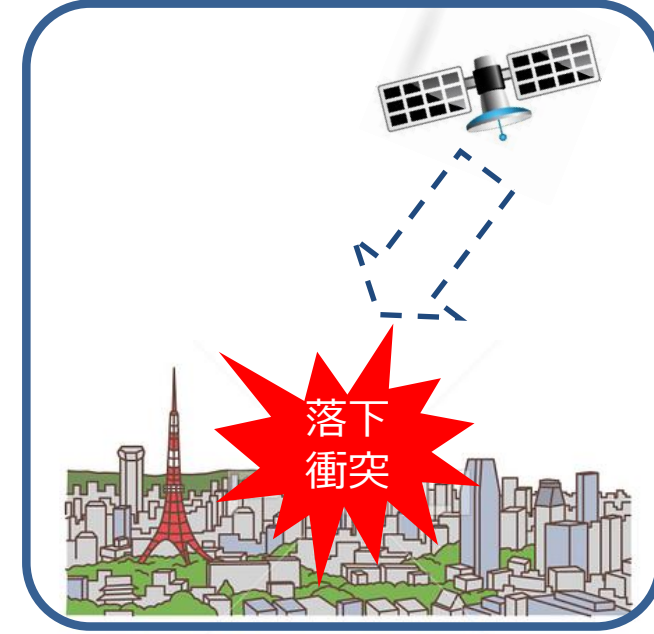
## (1) 軌道上における衛星等物体同士の衝突



## (2) 月や小惑星等における衛星等物体同士の衝突



## (3) 衛星の軌道上からの地表等への落下衝突



上記 (1) ~ (3) の事故は、現行の宇宙活動法では政府補償の対象ではない。

# 各国の政府補償制度の比較

- 英国では、現在、軌道上における損害に対して政府が補償する旨を盛り込んだ法案（「宇宙法改正案」）が現在審議中。

政府による事業者への損失補償制度（※）の各国比較 ※被害者が加害者に対して直接損害賠償請求する場合について

	ロケット打上げ時		衛星分離後		
	地上	空中	軌道上	軌道から地上への落下	他天体
<b>英国</b> 宇宙法改正案 ※現在審議中	政府が補償	政府が補償	法案が成立すれば政府が補償	法案が成立すれば政府が補償	法案が成立すれば政府が補償
<b>米国</b> 商業打上法	政府が補償	政府が補償	×	×	×
<b>フランス</b> 宇宙活動法	政府が補償	政府が補償	×	政府が補償	×
<b>オランダ</b> 宇宙活動法	政府が補償	政府が補償	×	×	×
<b>日本</b> 宇宙活動法	政府が補償	政府が補償	×	×	×

# 宇宙資源開発を巡る各国の先導的動き

- **米国及びルクセンブルク**は、**開発事業者の所有権を認めるための国内法を先駆けて整備し**、自国の宇宙資源開発関連企業の振興と海外からの企業誘致を推進。
- また、本年9月、有志メンバーから成る**ハーグ宇宙資源ガバナンスWG**が、「**宇宙資源の開発者に対して、“resource rights”を確保すべき**」旨の草案を発表。

## アメリカの動向

- 2015年12月、「宇宙資源探査利用法(Space resource exploration and utilization act of 2015)」が成立。
- 米国が負う国際的な義務等に抵触せずに獲得された小惑星及び宇宙空間上の非生物資源(水、ミネラルを含む)について、占有、所有、輸送、利用及び販売することを容認。

## ルクセンブルクの動向

- 2016年、宇宙資源探査法案を議会に提出し、2017年成立。
- 公海のアナロジー(漁業の自由と同様の早い者勝ちが認められる)に基づき宇宙資源を扱う。
- 宇宙資源開発のハブとなる旨の政策を公表。200百万ユーロの資金を用意。

## ハーグ宇宙資源ガバナンスWG

- 2015年10月、宇宙資源利用の国際レジームの提案を目的として立ち上げ。現在草案をパブコメ中。欧州に限らない多様な国の政府機関、国際機関、学者、企業等の有志のマルチステークホルダーが参加。米国からは商業宇宙輸送諮問委員長官、ルクセンブルクからは経産省、日本からもispaceが参加。

※1960年に設立された世界各国を代表する宇宙法学者によって構成される学会である国際宇宙法学会(International Institute of Space Law. IISL.)の声明文(2015年12月)でも、現在の国際法の下で宇宙資源に対する所有権は否定されない旨が明確にされている。